

**なごみグループ (税理士・社労士)**

〒540-0012 大阪府中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12 5F  
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

**バグゼス株式会社**

〒540-0012 大阪府中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

July, 2007

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度

### 内容

特殊支配同族会社に該当する法人が業務主宰役員に対して支給する給与の額（以下「業務主宰役員給与額」といいます。）のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額は損金の額に算入されません。

ただし、一定の要件を満たせばこの規定は適用されません。

なお、この規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

### 損金不算入となる金額

業務主宰役員給与額	損金不算入となる金額
～ 650,000 円	業務主宰役員給与額の全額
650,001 円～ 1,800,000 円	業務主宰役員給与額×0.4 (65万円未満の場合は65万円)
1,800,001 円～ 3,600,000 円	業務主宰役員給与額×0.3 + 180,000 円
3,600,001 円～ 6,600,000 円	業務主宰役員給与額×0.2 + 540,000 円
6,600,001 円～ 10,000,000 円	業務主宰役員給与額×0.1 + 1,200,000 円
10,000,001 円～	業務主宰役員給与額×0.05 + 1,700,000 円



### 特殊支配同族会社とは

次のいずれかに該当する同族会社で、業務主宰役員（注1）及び常務に従事する業務主宰役員関係者（注2）の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものをいいます（注3）。

- (1) 業務主宰役員グループ（注4）がその同族会社の発行済株式又は出資（自己株式は除きます。）の総数又は総額の90%以上を保有している場合のその同族会社

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

- (2) 業務主宰役員グループがその同族会社の一定の議決権の総数（その議決権を行使することができない株主等が有する議決権数は除きます。）の90%以上を保有している場合のその同族会社
- (3) 業務主宰役員グループがその同族会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その同族会社が業務を執行する社員を定めた場合には業務を執行する社員））に限ります。）の総数の90%以上を占めている場合のその同族会社

- (注1) 「業務主宰役員」とは、法人の業務を主宰している役員一人を指す概念であり、個人に限られます。
- (注2) 「業務主宰役員関連者」とは、その業務主宰役員の親族などでその同族会社の役員である者及び業務主宰役員とこれらの者により支配されている他の同族会社をいいます。
- (注3) 特殊支配同族会社の判定は、その事業年度終了の時の現況により行います。
- (注4) 「業務主宰役員グループ」とは、業務主宰役員及びその親族などである者並びに業務主宰役員とこれらの者により支配されている他の同族会社を一のグループとした場合のそのグループをいいます。



## 本制度が適用されない場合

特殊支配同族会社の次の事業年度については、この規定は適用されません。

- (1) その事業年度開始の前日3年以内に開始した各事業年度（基準期間）の所得金額又は欠損金額及び業務主宰役員給与額などを基礎として計算した金額の平均額（以下「基準所得金額」といいます。）が年1,600万円以下である事業年度

平成18年4月1日以後開始事業年度は基準所得金額が年800万円



平成19年4月1日以後開始事業年度からこの金額が年1,600万円に緩和されました。

- (2) 基準所得金額が年1,600万円(注1)超かつ3,000万円以下であり、かつ、基準所得金額に占めるその業務主宰役員に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が50%以下である事業年度

文章担当(竹鼻・辻)

～ 経営者の皆様へ～

**毎週金曜日、無料相談を実施しております！！**

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117まで)